

通常兵器

- 第1章 総論（通常兵器の軍縮・不拡散についての日本の基本的立場）
- 第2章 小型武器
 - 第1節 小型武器問題の背景と国際的取組
 - 第2節 日本の取組
 - 第3節 最近の動き
- 第3章 対人地雷
 - 第1節 対人地雷問題の現状
 - 第2節 対人地雷禁止条約（オタワ条約）
 - 第3節 日本の取組
- 第4章 特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）
 - 第1節 条約の概要
 - 第2節 最近の動き（クラスター弾）
- 第5章 国連軍備登録制度
 - 第1節 設立の経緯、概要
 - 第2節 日本の取組
- 第6章 通常兵器を巡るその他の状況
 - 第1節 武器貿易条約（ATT: Arms Trade Treaty）をめぐる動き
 - 第2節 通常兵器弾薬

第1章 総論（通常兵器の軍縮・不拡散についての日本の基本的立場）

通常兵器とは、一般に大量破壊兵器以外の武器を意味し、地雷、戦車、軍艦、戦闘機、大砲、ミサイル等多岐にわたる武器が該当する。この通常兵器には自動小銃などの小型武器も含まれる。通常兵器の軍縮・不拡散が国際社会において注目を集めるようになってきたのは、東西冷戦終了後の90年代である。その背景として、冷戦中に十分な規制がないままに野放しにされ、現実の紛争地において犠牲者を出している武器への対処が必要となってきたことが指摘できる。さらに、21世紀になるとテロ組織による地对空ミサイル等の入手も深刻な脅威となってきており、通常兵器がテロリストの手に渡ることを防ぐといった新たな視点からの取組も必要となってきている。

通常兵器の問題について日本が取ってきたアプローチは、大別して二つある。

一つは、国際レベルの規範や制度の普遍化・強化である。これは、例えば小型武器については、国連小型武器行動計画の積極的な履行促進という形で実施されている。国際社会による規範の形成、形成された規範を着実に履行することは、小型武器の非合法市場への流出を未然に食い止めることにつながる（非合法小型武器の増加の防止）。このほか、我が国は対人地雷への取組みとして、対人地雷禁止条約未締結国に対する働きかけを行っている。

もう一つは、既に流通、蓄積され、紛争、治安悪化の原因となっている武器について、非合法的な流入を防止するための制度整備、回収・除去といった現場での支援である（非合法小型武器の削減の促進）。この観点からは、我が国は、カンボジアにおいて小型武器回収プロジェクトを実施してきている。対人地雷については、アフガニスタンを始めとする世界における対人地雷埋設国への除去支援を実施してきている。このような現場の取組みには、経験、知見の蓄積が重要であり、こうした分野において経験を有する国際機関やNGOとの協力も不可欠である。

最近では、通常兵器の「責任ある移譲」を確保するため、武器貿易条約構想が注目を集めてきている。小型武器のみならず、通常兵器全般について、信頼醸成措置に止まらない、通常兵器の国際移譲そのものを管理しようとする動きである。こうした通常兵器問題への取組は、紛争終了から持続的開発への流れにおける「平和の定着」や「人間の安全保障」という日本の外交方針を具体化するものである。

第2章 小型武器

第1節 小型武器問題の背景と国際的取組

最近の紛争で主な武器として使用され、実際に人を殺傷しているのは小型武器であり、このため、小型武器は「事実上の大量破壊兵器」と呼ばれている。2002年の国連事務総長報告によれば、小型武器の使用により、毎年少なくとも50万の人が殺されていると言われている。小型武器は、紛争を長期化、激化させるだけでなく、紛争終了後、国連などによる人道援助活動や復興開発を阻害し、紛争の再発、犯罪の増加等を助長する原因となっている。

(参考)

いわゆる「小型武器」とは、国連小型武器政府専門家パネルの報告書によれば、「国連が関与する紛争で実際に使われているタイプ」で、特に軍事用に製造された武器が対象であるとした上で、(1)兵士一人で携帯、使用が可能な「小型武器 (Small Arms)」、(2)兵士数名で運搬、使用が可能な「軽兵器 (Light Weapons)」、(3)弾薬及び爆発物の3種類があるとされており、一般的にはこれらを総称して「小型武器」と呼んでいる。

小型武器問題を最初に国際社会に提起したのは、1995年に「平和への課題 (追補)」で「マイクロ軍縮」の必要性を訴えたブトロス・ガーリ国連事務総長 (当時) といわれている。「マイクロ軍縮」とは、「国連が実際に取り組んでいる紛争において、数十万の人々の命を実際に奪っている兵器 (主に軽兵器) の具体的な軍縮」を意味している。その後、国連は、小型武器問題に関してイニシアティブを発揮し、1996年に「国連小型武器政府専門家パネル」、1998年に「国連小型武器政府専門家グループ」を設置し、小型武器問題を検討の上、勧告を提出した。これらの勧告を踏まえて、2001年7月には、国連小型武器会議 (正式名: 小型武器非合法取引のあらゆる側面に関する国連会議) が開催され、「小型武器非合法取引防止に向けた行動計画」を採択した。その後、2003年及び2005年に、行動計画の実施状況を検討する国連小型武器第一回及び第二回中間会合が開催され、この問題に対する国際社会の積極的な取組への気運を高めた。

第2節 日本の取組

1. 国連を通じた取組

- (1) 日本は、小型武器問題が国際社会に提起されて以来、国連を中心とする枠組みを通じて、この問題について主導的な役割を果たしてきた。日本は外為法及び武器輸出三原則等に基づき原則として武器輸出を行っておらず、輸出を前提とした軍需産業もないことから、国際社会をリードできる立場にある。具体的には、1995年以降、ほぼ毎年、国連総会に小型武器決議案を提出し、国際世論の関心を高めるとともに、小型武器問題の解決に向けた道筋を示してきた。その後、2001年からは、日本は、南アフリカ、コロンビアと共同して決議案を提出しており、これら決議案はコンセンサス又は圧倒的多数の支持を得て採択されてきている。
- (2) また、日本は、国連により開催されている小型武器に関する国際会議において重要な役割を果たしている。具体的には、前述の「国連小型武器政府専門家パネル」及び「国連小型武器政府専門家グループ」では議長国を (いずれも議長は堂之脇光朗元外務省参与)、国連小型武器会議では副議長国を (副議長は堂之脇光朗元外務省参与) 務め、会議において採択された文書の交渉のとりまとめ等に貢献した。

- (3) さらに、2003年には、日本は国連小型武器中間会合の議長国（議長：猪口軍縮代表部大使（当時））として、会合およびその準備過程において、参加国、国連などに広汎に働きかけ、会合を成功に導くとともに、会合中は、議長総括のとりまとめに貢献し、会議最終日には議長総括を添付した報告書をコンセンサスで採択した。このことは、日本の小型武器問題に関する主導的な役割を一層確固たるものにしたと言える。

2. 地域レベルでの取組と小型武器回収プロジェクト

- (1) 日本は、「国連小型武器行動計画」の地域レベルでの着実な履行のため、2005年4月に北京で中国・スイス及び国連と、2006年5月にバンコクでタイ・カナダ及びUNDPと、小型武器ワークショップをそれぞれ共催した。
- (2) 日本は、小型武器の被害国への具体的支援として、小型武器対策プロジェクトを各地で実施している。カンボジアでの「平和構築と包括的小型武器対策プログラム」（平成14年度4.5億円、平成16年度4.7億円）では、信頼醸成や開発支援を組み合わせた小型武器回収、小型武器の破壊や適正な管理、啓蒙活動を包括的に実施し、2007年8月末までに約2万8千丁の小型武器を回収、破壊した。また、2006年3月からはシエラレオネ、リベリアにて（各々2.92億円及び2.32億円、UNDP経由）、2007年2月からは中央アフリカ、コンゴ共和国にて（各々2.27億円及び2.47億円、UNDP経由）、コミュニティ開発支援を組み合わせた小型武器回収プロジェクトを支援している。



焼却破壊される大量の小型武器（於：カンボジア 提供：JICS）



焼却破壊された小型武器を用いて製作された平和モニュメント
(於：カンボジア 提供：JICS)

第3節 最近の動き

2006年6月26日から7月7日まで、ニューヨーク国連本部において、国連小型武器行動計画履行検討会議が開催された。同会議は行動計画の各国による履行状況の検討を目的とし、一般討論演説や事項別討論等を通じて行動計画を引き続き履行していく各国の決意が改めて確認された。政府、国際・地域機関及びNGO等から2000人以上が参加した。我が国からは伊藤外務大臣政務官（当時）が団長として出席し、一般討論演説（ハイレベル・セグメント）における我が方ステートメントを通じて、小型武器行動計画の更なる履行を促進し、小型武器問題への取組を一層強化していくことを訴えた。

2007年3月12・13日、我が国は「平和なコミュニティの保護・育成の観点からの小型武器問題」と題するワークショップを開催した。18か国より計26名の政府関係者に加え、国会議員、国際機関関係者、国内外NGO関係者、有識者計29名が参加し活発な議論を行った。ワークショップでは、国際社会が引き続き国連小型武器行動計画に基づき取組を進めていくことの必要性が確認された。また小型武器問題についての従来の議論は、武器の供給面からの規制の取組が中心であったが、小型武器プロジェクトの具体的な成功例や武器所持の背景に存在する需要要因について特に充実した議論が行われ、各種プロジェクト（武器回収及びコミュニティベースの開発支援等）の現場で得られた経験に基づき多くの示唆に富んだ指摘がなされた。また、武器の移譲管理の分野でのグローバルレベル及び地域レベルでの取組の必要性が述べられ、武器貿易条約（ATT）構想の進展のための協力の必要性が確認された。アジア地域では初めての同構想についての政府主催ワークショップであり、その意味でも有意義であった。



ワークショップ「平和なコミュニティの保護・育成の観点からの小型武器問題」
(2007年3月 於：東京)

また、我が国を含む国連加盟国25か国の専門家で構成する非合法小型武器ブローカリング政府専門家会合は、2007年6月の会合において、非合法ブローカリング規制に関する国内法の要素（模範例）、国際協力促進のための更なる措置、勧告を含む報告書を取りまとめ、国連事務総長に報告した。非合法ブローカリングは、仲介者（ブローカー）が法的な管理措置が手薄な国に移動し、武器の売り手と買い手を結びつけることにより非合法的な武器の輸出・輸入・移譲を行うものである。同報告書には、小型武器行動計画において具体的フォローアップ事項として言及されている、非合法ブローカリングについて、行動志向な模範例及び勧告が盛り込まれた。同報告書は第62回国連総会に提出され採択された。

第3章 対人地雷

第1節 対人地雷問題の現状

紛争地域を中心に埋設された地雷は、非戦闘員である一般市民に対し無差別な被害を与えるという、人道上極めて重大な問題を引き起こしている。また、そうした地域の紛争終結後の復興と開発にとって大きな障害となっている。

2004年現在、世界で80か国以上が地雷による影響を受けており、地雷による死傷者は年間で1万5千人から2万人と推定されている。また、対人地雷は、世界に1億1000万個以上が埋設されているといわれており、仮に年間10万個除去したとしても、すべての除去までに1100年かかることになる（1997年国連資料）。また、地雷は一旦埋設されると腐食することなく、長期間（50年～100年）にわたって無害化されない。さらには製造が安価で（一個当たり3～10ドル）、埋設も容易であるのに比べて、除去費用が高くつく（一個当たり100～1000ドル）ことから、完全除去には莫大な資金が必要となるなど、極めて深刻な問題となっている。

地雷被害国は、ドナー国からの支援を得つつ、地雷除去等の地雷対策に取り組んでおり、1999年から2003年の間、世界で1,100km²以上の土地が除去され、400万個以上の埋設地雷が廃棄された（国際NGOを中心に編纂されている「Landmine Monitor Report 2004」による）。

（参考）NGOの調査による対人地雷の保有数及び生産・貿易の状況

2005年現在、総計1億7,800万個の対人地雷が、50か国によって保有（貯蔵）されていると推定される。主な保有国とその数は1.の通り。また、生産・貿易の状況は2.の通り。

1. 対人地雷禁止条約未署名かつ未締結国の推定保有数

(1) 中国	1億1000万個
(2) ロシア	2600万個
(3) 米国	1040万個
(4) パキスタン	600万個
(5) インド	400～500万個
(6) 韓国	41万個

このほか、ミャンマー、エジプト、フィンランド、イラン、イラク、イスラエル、北朝鮮、シリア、ベトナムが対人地雷を保有していると見られている。

2. 対人地雷の生産・貿易の状況

一時期、50か国以上が対人地雷を使用していたが、その後33か国がオタワ条約に加盟し、また、5ヶ国が生産を中止する等、進展があった。対人地雷の貿易については、多くの未締結国が対人地雷の輸出を禁止あるいは自粛しており、他方一部の非合法的な移譲に関する報告がある。

（出所）国際NGOを中心に編纂されている、「Landmine Monitor Report 2006」より作成。

第2節 対人地雷禁止条約（オタワ条約）

1. 経緯・概要

- (1) 対人地雷問題の抜本的な解決には、使用、貯蔵、生産、移譲の全面禁止が必要であるとする国際世論を踏まえ、地雷廃絶国際キャンペーン（ICBL: International Campaign to Ban Landmines）をはじめとするNGOと、対人地雷全面禁止に賛同する諸国の協力により、対人地雷禁止条約への道が開かれた。カナダ政府が1996年10月にオタワで開催した国際会議に端を発する、いわゆるオタワ・プロセスを通じて作成された対人地雷禁止条約（オタワ条約、

正式名称は「対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約」は、1997年12月のオタワでの署名式において署名のため各国に開放され、1999年3月1日に発効した。2007年8月末現在、日本を含め155か国が締結している。

- (2) 対人地雷禁止条約は、基本的に対人地雷の使用、貯蔵、生産、移譲等を全面的に禁止し、貯蔵地雷の4年以内の廃棄、埋設地雷の10年以内の除去等を義務付けるとともに、地雷除去、犠牲者支援についての国際協力・援助等を規定している。
- (3) 対人地雷禁止条約が発効した1999年以降、締約国会議が毎年開催されている。2004年11月末には、条約発効後初の検討会議がナイロビで開催され、対人地雷廃絶に向けた過去5年間の取組の成果や課題をまとめた「検討」、残された課題に対する今後5年間の行動の指針たる「行動計画」及び対人地雷廃絶という目標についての政治的コミットメントを示した「ハイレベル宣言」の3つの文書が採択された。

2. 主な未締結国及びその理由

米国は、朝鮮半島における安全保障上の理由などから、また、ロシアも、対人地雷の軍事的有用性の観点から、対人地雷禁止条約を締結していない。また中国も、長大な陸上の国境線を有する国にとって対人地雷は必要な兵器であるとの立場をとっており、同じくこの条約を締結していない。韓国も未締結であるが、これは北朝鮮の侵攻に対処するために対人地雷は必要であるとの見解をとっていることを理由としている。インド、パキスタンは安全保障上の理由などから、この条約を締結していない。

(参考) 貯蔵対人地雷の廃棄実績

2007年4月までに、対人地雷禁止条約を締結している74か国によって3,950万個以上の貯蔵地雷が廃棄された。一方、条約締結国のうち13か国が、およそ1,600万個の貯蔵地雷の廃棄過程にある。主な国の貯蔵対人地雷廃棄実績等は次の通り。

1. 対人地雷禁止条約締結国で廃棄目標を達成した国による廃棄実績

- (1) イタリア 約710万個
- (2) トルクメニスタン 約660万個
- (3) スイス 約390万個
- (4) スウェーデン 約270万個
- (5) 英国 約240万個

この他、ドイツ(約170万個)、アルバニア(約170万個)、フランス、ルーマニア、日本(ともに約100万個)等が廃棄。

2. 依然廃棄過程にある対人地雷禁止条約締結国で、今後廃棄しなければならない数

- (1) ベラルーシ 約370万個
- (2) トルコ 約300万個
- (3) ギリシャ 約160万個
- (4) ウクライナ 約670万個

3. 対人地雷禁止条約未締結国による廃棄実績

- (1) イスラエル 約1万5000個 (2005年実績)
- (2) 中国 約40万個以上 (1990年～2005年)

(出所) 国際NGOを中心に編纂されている、「Landmine Monitor Report 2006」より作成。

第3節 日本の取組

日本は、対人地雷問題の解決に向けて、1997年12月対人地雷禁止条約のオタワでの署名式において、小淵外務大臣（当時）より「犠牲者ゼロ・プログラム」を提唱し、普遍的かつ実効的な対人地雷の禁止の実現と地雷除去・犠牲者支援の強化とを車の両輪とする包括的なアプローチをとることが不可欠との考えを表明、その推進に積極的に取り組んでいる。2004年11月にナイロビにおいて開催された第1回検討会議において、日本政府代表の河井外務大臣政務官（当時）は、アジア・アフリカ・中東に力点を置きつつ、“平和の構築”、“人間の安全保障”、“産官学民の連携強化”、の3原則に従って地雷対策支援を行っていくとの新たな地雷政策を表明した。



外務省と特定非営利活動法人「難民を助ける会」主催による
オタワ条約署名10周年記念シンポジウム（2007年12月 於：東京）

1. 条約の締結等

日本は、小淵総理大臣（当時）のリーダーシップの下、対人地雷禁止条約を1998年9月30日に締結し、同時に、国内においてこの条約の履行を担保するための「対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律」を成立させた。2003年2月8日には条約により日本が廃棄すべき約100万個の貯蔵対人地雷の廃棄を完了した。

できるだけ多くの国がこの条約を締結することが対人地雷問題の解決に資するとの立場から、日本は機会あるごとに各国政府、特に中央アジアを含むアジア太平洋の国々や地雷を多く保有する国々に対して条約の締結を働きかけている。

日本は、2004年11月～12月ナイロビにおいて開催された第1回検討会議では副議長として会議に出席した他、2005年～2006年の会期間活動の一環である貯蔵地雷廃棄常設委員会の共同議長をタンザニアとともに務めた。

2. 地雷対策支援の強化

(1) 「犠牲者ゼロ・プログラム」に基づく地雷除去・犠牲者支援の具体化を推進するために、1998年より5年間を目途に100億円規模の支援を行う旨意図表明を行い、2002年10月、同支援額を達成した。また、2007年8月現在、1998年以降の支援総額は、290億円を超える。

(2) 武器輸出三原則等の例外化

対人地雷問題への取組をさらに強化するための措置の一つとして、人道的な地雷除去活動に必要な機材等の輸出については、一定の条件の下でこれに武器輸出三原則等を適用しないこととする旨の決定を行った（1997年12月2日、内閣官房長官談話）。なお、2002年8月、対人地雷のみを処理する車両や地雷探知機については、その仕様等からみて「軍隊が使用し直接戦闘の用に供されるもの」という武器輸出三原則等上の武器の定義にあたらないとし、その輸出に際し許可を要しないこととしている。

(3) 新地雷政策の発表

上述したとおり、第1回検討会議において、アジア・アフリカ・中東に力点を置きつつ、平和の構築への貢献、人間の安全保障の視点の重視、産官学民の連携及びその一環としての技術開発への取組、の三原則に従って、従来同様の規模で地雷対策支援を行っていくとの新たな地雷政策を表明した。

(4) 新地雷政策の具体的実施例：スーダン支援

日本政府は、人間の安全保障基金により国連地雷対策サービス部（UNMAS）、国連プロジェクトサービス機関（UNOPS）、国連開発計画（UNDP）及び国連児童基金（UNICEF）を実施機関として、同国の人々とコミュニティのオーナーシップを高めることにより人々を地雷の脅威から守ることを目的として、犠牲者支援及び地雷回避教育活動のために約1億9,374万円（約175万ドル）の支援を決定・実施した（2006年）。

(5) 技術開発への取組

日本は、地雷除去活動の安全性及び効率性を改善するために、産官学民による取組として、既存の民生技術を用いた地雷除去関連機材の開発と、より高度な探知技術の研究開発を行っている。このような技術開発には地雷被害国での実証試験が不可欠であり、日本はこれまでにアフガニスタン、クロアチア及びカンボジアにおいて実証試験を行ってきた。2007年アフガニスタンでの試験後の除去機材の調達が決まった。



CMAC（カンボジア地雷対策センター）の地雷除去活動デモンストレーション



アンゴラでの地雷除去活動（提供：HALO Trust）



アフガニスタンでの住民への地雷回避教育

3. 今後の取組

今後とも対人地雷禁止条約の普遍化をさらに推進し、対人地雷への依存をより一層難しくする国際環境を作り出していく必要があり、日本としても従来からの国際機関を通じた資金協力、草の根・人間の安全保障無償、日本NGO連携無償等による支援を引き続き行うとともに、人材派遣や日本の先端技術を活用した探知・除去技術の開発などの日本の「顔の見える」支援にも積極的に取り組んでいく方針である。また、より効果的かつ効率的な支援を実施していくために、外務省内の体制として、対人地雷対策支援の総合政策立案と全体調整を軍縮不拡散・科学部通常兵器室が中心となって行っていくこととしている。

(参考) 2006年度の支援実績

1. 地雷対策全般	: 820万ドル (6件)
(1) 国際機関を通じた援助	: 800万ドル
(2) 技術協力	: 18万ドル
(3) その他	: 4万ドル
2. 地雷除去	: 1,890万ドル (24件)
(1) 二国間援助	: 300万ドル
(2) 国際機関を通じた援助	: 300万ドル
(3) 草の根・人間の安全保障無償	: 960万ドル
(4) 日本 NGO 連携無償	: 280万ドル
(5) 技術協力	: 44万ドル
3. 犠牲者支援	: 1,230万ドル (3件)
(1) 国際機関を通じた援助	: 1,220万ドル
(2) 草の根・人間の安全保障無償	: 9万ドル
4. 地雷回避教育	: 76万ドル (3件)
(1) 国際機関を通じた援助	: 41万ドル
(2) 草の根・人間の安全保障無償	: 9万ドル
(3) 日本 NGO 連携無償	: 26万ドル

第4章 特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）

第1節 条約の概要

特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）は、手続事項等を定めた枠組条約及び個別の通常兵器等について規制する附属議定書から成り、過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用を禁止又は制限している。現在、以下の5つの附属議定書が成立している。

- 議定書Ⅰ：検出不可能な破片を利用する兵器に関する議定書（1983年発効）
- 改正議定書Ⅱ：地雷、ブービートラップ（注：食物、玩具など外見上無害な物の中に爆発物等をしたものを言う）及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書（1998年発効）
- 議定書Ⅲ：焼夷兵器の使用の禁止又は制限に関する議定書（1983年発効）
- 議定書Ⅳ：失明をもたらすレーザー兵器に関する議定書（1998年発効）
- 議定書Ⅴ：爆発性戦争残存物に関する議定書（2006年発効）

日本は枠組条約及び改正議定書Ⅱを含む議定書Ⅰ～Ⅳを締結している。

第2節 最近の動き（クラスター弾）

クラスター弾について必ずしも明確な定義は存在しないが、一般的に、多量の子弾を入れた大型の容器が空中で開かれて、子弾が広範囲に散布される仕組みの爆弾及び砲弾等のことをいう。1個の弾薬の爆発力を分散し、通常の弾薬にはできないような広範囲に効果を及ぼすことができる反面、不発弾となる確率が高いとも言われている。最近の例として、2006年、イスラエルがレバノンに対して行ったクラスター弾による攻撃の結果、その不発弾によって民間人に被害が生じており、クラスター弾の規制を求める声が高まった。

クラスター弾の不発弾等による人道上の懸念については、CCWの枠組みで議論が行われてきている。2006年11月のCCW第3回運用検討会議の結果、2007年は、不発弾化し得る弾薬の問題に関し、特にクラスター弾に焦点を当てて議論を行うことが決定された。この決定に基づいて開催された2007年6月の政府専門家会合では、締約国会議に対し、新たな文書の可能性を含め、クラスター弾の人道上の影響に対処する最善の方法を決定するよう勧告が採択された。この勧告を受けて2007年11月に行われた締約国会議においては、CCWの枠組みでクラスター弾の人道上の懸念に早急に対応するための交渉を行い、2008年11月の締約国会議に報告することがコンセンサスで決定された。

また、2007年2月には、CCWの枠組みにおける取組を不十分とするノルウェーが、CCWの枠外で国際会議を開催し、文民に許容し難い被害をもたらすクラスター弾を禁止する国際約束を2008年中に策定する旨のオスロ宣言を採択した。この宣言に端を発するプロセスはオスロ・プロセスと呼ばれ、クラスター弾の問題について、特に人道上の側面に焦点を当てて議論が行われている。

日本は、レバノン、ラオス、アフガニスタン等において、クラスター弾を含む不発弾の処理に協力してきている。クラスター弾の人道上の懸念に実効的に対処するためには、クラスター弾の主要な生産国及び保有国の参加も得て、人道面と安全保障面のバランスを考慮しつつ議論を進めていくことが必要である。日本は、様々な場における国際的な議論に積極的に参加してきており、こうした実効性の観点から、主要国も参加するCCWの枠組みにおいて、クラスター弾に関する国際約束の交渉を行うことを支持している。

第5章 国連軍備登録制度

第1節 設立の経緯、概要

1. 国連軍備登録制度とは、1991年に日本がEC諸国（当時）と協力しながら国連総会に提出し、圧倒的多数により採択された「軍備の透明性に関する決議」により設置された制度である。この制度は、1991年の湾岸戦争においてイラクの過大な武器の蓄積が地域の不安定につながったという反省も踏まえ、通常兵器の国際的な移転を中心とする軍備の透明性を向上させ、それにより各国の信頼醸成、過度の軍備の蓄積の防止を図ることを目的とした画期的な取組である。
2. この制度は、国連加盟国に対し、大規模侵攻用の攻撃兵器として位置付けられた7カテゴリー（注）の通常兵器につき、その前年の輸出入に関する情報、具体的には1年間の輸出入量、その輸出入相手国などを予め定められた書式に記入し国連事務局に提出することとなっている。また各国は、軍備保有、国内生産を通じた調達に関する情報等のデータの提出を奨励されている。

（注）報告対象となる7カテゴリーの兵器

- I. 戦車 II. 装甲戦闘車両 III. 大口径火砲システム IV. 戦闘用航空機
V. 攻撃ヘリコプター VI. 軍用艦艇 VII. ミサイル及びミサイル発射装置

3. 3年毎に開催される政府専門家会合において、7カテゴリーの定義、スコープ、運営等の見直しが行われる。
2003年の会合では、「大口径火砲システム」の口径を100ミリから75ミリへ引き下げ、「ミサイル及びミサイル発射装置」にはサブカテゴリーとして携帯式地对空ミサイル（MANPADS）が追加された。さらに、小型武器の移転に関する追加情報を加盟国が自主的に提出することが勧告された。
2006年の会合では、「小型武器」登録のための様式が作成されたほか、「軍用艦艇」の敷居値が750トンから500トンに引き下げられた。
4. この制度には、近年、国連加盟国のうち110か国以上が参加しており、特に主要な武器輸出国がこの登録を行っていることから、ほとんどの国際武器移転はカバーしている。但し、アフリカや中東地域等からの参加率が低いことから、本制度の一層の周知、参加促進を図ることが重要である。
なお、中国は、1992年から1996年まで参加を続けた後、96年分の報告（97年に提出）を最後に報告していなかったが、2007年8月、2006年分の報告を行い、同制度に復帰した。

第2節 日本の取組

1. 本制度の設立は、1991年初頭の湾岸戦争の教訓に触発され、日本が「湾岸危機後の中東の諸問題に対する当面の対策」を発表し、（1）主要武器輸出国に対する自粛と（2）通常兵器の国際取引の国連登録制度設立を呼びかけたことに端を発し、その後、日本とEC諸国（当時）が共同で国連決議案を作成し、成立させたものである。
2. このため、日本は、当初より、本制度普及のため、各国政府にデータを提出するよう働きかけを

行うとともに、本制度強化のためのワークショップ開催への支援等の貢献を行ってきた。また、本制度の運用状況を検討するため原則3年ごとに開催されてきた政府専門家会合にも毎回（次回は2009年に開催が予定されている）参加し、中心的な役割を果たしてきている。

3. 例えば、本制度設立10周年にあたり、日本は、2002年から2003年にかけて、ガーナ、ナミビア、ペルー、インドネシアで開催された「軍備の透明性に関するワークショップ」のスポンサー国の一つとなり、同制度の普及を図り、登録国を増やすための努力を行った。最近では、2006年12月にタイで開催された国連主催「通常兵器登録地域ワークショップ」に、諸外国政府専門家（上述政府専門家会合出席者）と共に我が国政府専門家も出席し、アジア諸国関係者に対し登録制度への参加を訴えた。

第6章 通常兵器を巡るその他の状況

通常兵器にはこれまで述べてきたもの以外にも最近の動きとしては以下のような動きがある。

第1節 武器貿易条約（ATT: Arms Trade Treaty）をめぐる動き

通常兵器の分野における最近の動きの中で最も大きなものは、武器貿易条約（ATT:Arms Trade Treaty）構想の進展である。これまでの取組では、通常兵器一般についての措置は、地域的措置や一部の諸国間で採られている措置を除けば、全世界的な取組は信頼醸成措置である国連軍備登録制度に限定されていた。

最近、通常兵器の「責任ある移譲」を確保するため、武器貿易条約構想が注目を集めてきている。同構想は英国及び国際NGOが積極的に推進してきていたが、2006年に入り、英国が主導する7か国（英、我が国、アルゼンチン、豪州、コスタリカ、フィンランド、ケニア）は、ATTについて議論を深めるための政府専門家会合を立ち上げることを主眼とした国連決議案を作成した。同決議案は2006年の国連総会において多くの諸外国から歓迎され（原共同提案国7か国に追加された共同提案国は101か国に上る）、決議案全体について圧倒的多数で採択された。

採択された決議に従い事務総長は国連加盟国にATTに関する見解を求め報告書を第62回国連総会に提出することが求められているところ、2007年9月末までに95か国が見解を提出した。

また、2008年には政府専門家会合が開催され、各国見解等の資料を基礎として、ATTの実現可能性、スコープ、条約の構成要素等に関わる議論が行われる。

第2節 通常兵器弾薬

2005年に取り纏められた小型武器のトレーシング国際文書に関わるオープンエンド作業部会において、同国際文書のスコープに弾薬が含まれるか否かについて議論になった末、作業部会報告書のバラ27は「小型武器弾薬の問題は国連の枠組みにおける別個のプロセスで包括的に取り組まれるよう勧告する」旨結論づけた。

かかる流れを受け、フランス及びドイツは2006年の国連総会に「余剰の通常兵器弾薬の備蓄から派生する諸問題」（総会決議61/72）との決議案を提出し右が採択された。同決議では通常兵器弾薬とされており、小型武器弾薬に係る上述の勧告を受けつつも、より広いスコープになっている。また決議では事務総長は国連加盟各国に本件問題について見解を求め報告書を第62回国連総会に提出することとなっており、更に2008年には政府専門家会合を開催し、第63回国連総会に報告書を提出することとなっている。この決議において通常兵器弾薬問題は小型武器とは別個の明確なプロセスにおいて議論されることとなった。